

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

I G L グループホーム西風新都

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定 第3490200338号)

当事業所は利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス・指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援2・要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でも、要介護認定等の申請と同時にサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所の概要.....	2
2. 事業所の目的及び運営方針.....	2
3. 建物の概要.....	2
4. 利用料金のご案内.....	3
5. サービスのご案内.....	3
6. 退居していただく場合.....	5
7. 当事業所における苦情の受付.....	5
8. 人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置（契約書第12条参照）.....	5
9. 身体拘束について（契約書第13条参照）.....	6
10. 個人情報について（契約書第11条参照）.....	6
11. 業務継続計画の策定等.....	6

1. 事務所の概要

- (1) 事業所名 IGLグループホーム西風新都 (第3490200338号)
- (2) 代表者名 理事長 永見 憲吾
- (3) 管理者 アルペンローゼユニット・エーデルワイスユニット
内山敏子(計画作成担当者・介護支援専門員・介護職員兼務)
- (4) 所在地 〒731-3167 広島県広島市安佐南区大塚西二丁目5番8号
- (5) 電話番号 (082) 848-3373
- (6) FAX番号 (082) 848-3314
- (7) 交通の便 アストラムライン大塚駅より、広域公園に向けて徒歩 3分
- (8) 設立年月 平成22年10月1日
- (9) ユニット数 2ユニット
- (10) 利用定員 18名
- (11) 営業日 年中無休
- (12) 介護支援専門員 内山 敏子
- (13) 計画作成担当者 内山敏子(管理者・介護支援専門員・介護職員兼務)
齋藤祐希(介護職員兼務)
- (14) 勤務時間帯 早出：7:00～16:00 日勤：8:00～17:00・10:30～19:30
遅出：13:00～22:00 夜勤：21:45～7:15

2. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人 IGL 学園福祉会が開設するグループホーム西風新都が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症状態にあり、要支援2・要介護1～5の認定を受けている方に対し、少人数での共同生活の場を提供、ケアし、あたかも自宅にいるように自分のペースで生活することが出来ることによって、認知症の症状を和らげたり進行を遅らせることを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の介護従事者は、共同生活介護において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介助、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。

3. 建物の概要

- (1) 建物の形態 併設(同小規模多機能型居宅介護事業所・通所介護事業所)
- (2) 建物構造 鉄骨造 地上4階建 3階部分を使用
外壁 コンクリート打放し補修下地吹付けタイル
一部レンガ下地人口板張り
屋根(RF)均しモルタル下地アスファルト防水8層、押え軽量コンクリート伸縮目地
屋根(PHRF)パーライトモルタル厚40下地コロニアル葺き
屋根(3,4F)コンクリートこて下地アスファルト露出防水
- (3) 広さ 敷地面積 861.33㎡ 延床面積 2,327.09㎡
アルペンローゼユニット 1室あたりの居室面積 15.97㎡ 9室

	ボランティアルーム居室面積	15.97 m ²	1室
	エデールユニット 1室あたりの居室面積	15.97 m ²	9室
	ゲストルーム居室面積	15.97 m ²	1室
(4) 居室数と概要	全20室 全室個室 冷暖房完備 洗面所 トイレ		
(5) 施設設備	キッチン リビング (=共同生活室) 浴室 洗濯コーナー エレベーター1基 1人乗り (ストレッチャー対応) 2階事務所共有		

4. 利用料金のご案内 (別紙利用料金表参照)

(1) サービス利用料金

- ・ 利用者の要支援・要介護度に応じた自己負担額をお支払いいただきます。
- ・ サービスの利用料金は、利用者の要支援・要介護度に応じて異なります。
- ・ 要支援・要介護認定をまだ受けていない方でも、要介護認定等の申請と同時にサービスの利用は可能ですが、非該当又は要支援1と判定された場合、全額自己負担が発生することがあります。
- ・ 利用者が病院または診療所など一時的に入院した場合は、入院日の翌日から介護サービス料金 (介護保険自己負担分) は、算定されません。
入院中の光熱水費はかかりませんが、部屋代の費用はかかります。
- ・ 利用者が病院または診療所など一時的に入院し、退院した場合は、退院日から介護サービス料金 (介護保険自己負担分) は、算定されます。

(2) その他のサービスの概要と利用料金 (契約書第6条、第10条)

① 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

② 理髪・美容

理美容師の出張サービスをご利用いただけます。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第8条参照)

料金・費用は、1ヶ月まとめて指定口座より自動払込みを致します。

月末締め、翌月26日 (末日が土日祝日に重なった場合は、その翌日) の払込みとなります。

(4) 利用者は、契約期間中でも、サービスの利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係わる利用料金はお支払いいただきます。

5. サービスのご案内

<サービスの概要>

(1) 介護サービス

※ 入居者の要支援・要介護ごとに計画作成担当者によるケアプランを立て、それに基づいて下記のサービスを実施します。

- ・ 家事 (居室の掃除・洗濯)
- ・ 食事 (配膳、摂取、片付け等の見守り)
- ・ 介護 (入浴、排泄、整容、外出時の付き添い等)

(2) 生活サービス

- ・ 日程表を設けて要介護者の活動を拘束するようなことはせず、創意と工夫を生かして自

立をめざした生活援助を行います。

※ 日常生活全般に対する相談援助を行います。

(3) 食事サービス

- ・ 1日3食
- ・ 当事業所では、料理の温度を大切に、利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供し、食事の時間制限は行いません。

(4) 健康・衛生管理サービス

- ・ 最低1日1回バイタルチェック（体調によっては複数回）とチェック表への記入
- ・ 健康状態に不安がある場合は、速やかに主治医・訪問看護ステーションと連絡を取り指示に従います。
- ・ 日常生活における衛生的な支援

(5) 入居中の医療の提供について

- ・ 利用期間中の病院受診は原則としてご家族で行なっていただきますが、ご家族での送迎が困難な場合はご相談に応じます。
- ・ 医療を必要とする場合は、ご契約の希望により、下記の医療機関において入院治療を受ける事が出来ます。（但し、下記医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

①協力医療機関

妹尾病院 （内科, 循環器科, 消化器科, 外科, リハビリテーション科, 心臓血管外科）

〒731-0141 広島市安佐南区相田1-10-21

電話番号 082(878)5111

クリニックアルペンローゼ （内科）

〒731-0154 広島市安佐南区上安6-31-1

電話番号 082(830)3350

安佐医師会病院 （総合内科、緩和ケア内科）

〒731-0223 広島市安佐北区可部南二丁目1-38

電話番号 082(555)2700

メリィホスピタル （内科, リハビリテーション科, 放射線科, 精神科, 緩和ケア内科, 皮膚科）

〒731-3167 広島市安佐南区大塚西3丁目1-20

電話番号 082(849)2300

②協力歯科医療機関

歯科クリニックエーデルワイス

〒731-3361 広島市安佐北区あさひが丘3-18-13-7

電話番号 082(810)4680

(6) 入居中の医療連携体制について（介護保険に限る）

- ・ 下記の訪問看護ステーションと24時間連絡可能な体制をとり、健康管理・医療連携体制を強化し、重度化または看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めています。（別紙「重度化対応・看取り介護に関する指針」参照）

協力訪問看護ステーション

IGL 訪問看護ステーション

(7) 事故発生時の対応について

利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対応します。

- ①必要に応じて協力病院等を受診し治療を受ける
- ②家族等へ事故の内容、状況を報告する
- ③必要に応じて警察へ連絡する
- ④状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- ⑤事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- ⑥事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

6. 退居していただく場合（契約書第21条参照）

- ・ 契約時、心身の状況及び病歴の事項を故意に告げなかった場合
- ・ サービス利用料金を正当な理由なく、支払われなかった場合
- ・ 故意又は過失により他の利用者もしくは事業者等に著しい不信行為を行なった場合
- ・ 心身の状況の変化または、入院等により共同生活を送ることが困難な場合

7. 当事業所における苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） **管理者 内山 敏子**
- 苦情解決責任者 **群管理者補佐 坂井 晶子**
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30
TEL (082) 848-3373

○苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 (082) 504-2183・FAX (082) 504-2136 受付時間 8:30～17:15
広島市・安佐南区役所 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 電話番号 (082) 831-4943・FAX (082) 870-2255 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白鳥町19-49 国保会館 電話番号 (082) 554-0783・FAX (082) 511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082) 254-3419・FAX (082) 256-2228 受付時間 8:30～17:00

8. 人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置（契約書第12条参照）

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講ずるものとします。

9. 身体拘束について（契約書第13条参照）

生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束又はそのほかの行動制限は致しません。

10. 個人情報について（契約書第11条参照）

利用者へのサービス向上の為、当事業所及び他事業所との連携を図る上で利用者又は契約者等の個人情報を用いる事がありますので、ご了承ください。

11. 業務継続計画の策定等

（1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

（2）事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

I G Lグループホーム西風新都 利用同意書

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び重度化・看取り介護に関する指針の説明及び契約書第11条（守秘義務等）の説明を行ないました。

説明者職名

氏名

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの利用を開始するにあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、十分に理解した上で同意致します。

契約書第11条（守秘義務等）による、事前の同意を致します。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

【請求書及び領収書の送付先・緊急時の連絡先】

保証人 住所

氏名

続柄

TEL

代筆者 氏名

続柄

代筆理由